

令和6年度

交通遺児等奨学生募集要項

公益財団法人 長崎県育英会

〒850-0035 長崎県長崎市元船町17番1号 長崎県大波止ビル3階

TEL 095-895-7530

FAX 095-820-1972

ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

この奨学制度は、交通事故、病気、災害、自死等により不幸にして保護者等を失った遺児のうちで、経済的な理由により修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより奨学の途を開き、立派な人材を育成することを目的としています。

修学については、本人に十分な熱意があり、かつ保護者が十分な理解を有している者のうち、奨学制度の主旨を理解し、将来奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

1 出願資格

次の条件をすべて満たす者

- ① 長崎県内に住所を有する者の子ども等
- ② 家計の支持者又は保護者が、交通事故、病気、災害、自死等により死亡した家庭の遺児
- ③ 高等学校及び高等専門学校（専攻科、通信制を除く）又は大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る）に在学する者（大学院、通信制を除く）
- ④ 経済的理由により修学が困難な者

※ 他の奨学金制度及び本会の大学等入学時奨学金との併給は可能です。

ただし、独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金、及び本会の大学等入学時奨学金以外の奨学金と重複して貸与を受けることはできません。

2 採用人数 若干名

3 提出期限 令和6年4月1日（月）～5月7日（火）〈育英会必着〉

4 奨学金の貸与月額

		貸与月額	貸与期間
高等学校等	国公立共通 (選択制)	10,000円	正規の修業期間
		20,000円	
		30,000円	
		35,000円	
大学等	国公立	35,000円	
	私立	41,000円	

5 出願手続

高等学校・高等専門学校生は、出願に必要な書類を学校から受領し、必要事項を記入のうえ、出願書類をそろえて在学期間が定められた期日までに提出してください。

大学生・専門学校生等は、直接本会に連絡し、出願に必要な書類が届きましたら、必要事項を記入のうえ、出願書類をそろえて提出期限までに本会に提出してください。

6 選考及び採否決定の通知

(1) 願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて、選考委員会審議を経て採否を決定します。なお、願書の記入字体が本会の電子計算機で取扱い困難な場合は、類似する標準文字になりますので御了承ください。

(2) 選考の結果は、学校長を通じて出願者に通知します。(大学生・専門学校生等は、直接出願者に通知します。)

(3) 選考の決定は、7月中旬の予定です。

7 貸与金の返還(無利子)

卒業の月の翌月から起算して6月を経過した後、定められた返還期間内で年賦、半年賦、月賦又は月賦・半年賦併用のいずれかの割賦方法で返還しなければなりません。ただし、貸与金の半額は返還を免除します。

また、卒業後上級学校に進学する場合等は、願い出によって在学中は返還を猶予することができます。

【奨学金の貸与と返還計画の例】 ※高校等3年間、大学等4年間貸与した場合

	貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返還総額 (円)	最長返 還期間	年間返還額 (円)	1か月あたり (円)
高等 学校 等	10,000	360,000	180,000	4年	45,000	3,750
	20,000	720,000	360,000	8年	45,000	3,750
	30,000	1,080,000	540,000	12年	45,000	3,750
	35,000	1,260,000	630,000	13年	約48,360	約4,030
大学 等	35,000	1,680,000	840,000	15年	約55,920	約4,660
	41,000	1,968,000	984,000	16年	約61,440	約5,120

8 その他

年度途中において資格に該当する事由が生じた場合は、当該外年度中において随時出願できるものとします。

※参考 家計（所得）の基準について

本会が設定する所得基準額以下となります。

〔所得基準額 \geq （収入金額から算出した所得額）－（控除額）〕

【収入の目安】

	給与所得の場合 (収入金額・税込み)		給与所得以外の場合 (収入金額-必要経費)	
	高等学校等	4人世帯 所得基準額206万円	5人世帯 所得基準額221万円	4人世帯 所得基準額206万円
	665万円	731万円	291万円	337万円
大学等	3人世帯 所得基準額212万円	4人世帯 所得基準額229万円	3人世帯 所得基準額212万円	4人世帯 所得基準額229万円
	657万円	747万円	286万円	349万円

※この収入金額以上でも、家庭の事情(控除額)によっては所得基準額以下になる場合があります。